

安倍政権下の改憲動向と憲法の諸問題

— 憲法施行七〇年目の憲法政治の検討 —

澤野義一

目次

- 一 憲法施行七〇年目の憲法政治の概況
- 二 安倍政権下の改憲論議と安倍首相の新九条改憲案提示
- 三 安倍首相の新九条改憲案提示の影響と検討課題
- 四 安倍政権下の憲法の諸問題

一 憲法施行七〇年目の憲法政治の概況

日本国憲法が一九四七年五月三日に施行されてから二〇一七年は七〇年目に当たるが、改憲（憲法改正）問題が具体的な日程にまでのはずってきた点では特質すべき年である。これまで自民党が主導する改憲の策動や論議は繰り返し

行われてきたが、明文改憲ができない現状を打開したい自民党総裁の安倍首相は、衆参で改憲勢力が確保されているうえに政権の世論支持率が比較的安定して高いことを背景に、二〇一七年一月五日の自民党仕事始め式のあいさつで、「新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か。今年はいよいよ議論を深め、私たちが形作っていく年にしていきたい。」と述べた。また一月二日の首相施政方針演説では、国会の憲法審査会で憲法論議を深める呼びかけを行い、改めて改憲の意欲を示した。

安倍首相は、さらに同年五月三日の読売新聞インタビューでは、憲法九条の「平和主義の理念はこれからも堅持して」、「一項、二項をそのまま残し、その上で自衛隊の記述を書き加える」という九条改正（加憲）を二〇二〇年に施行すると公言した。この提言は、前年までの安倍首相や自民党の九条二項改憲案とは異なる新規な点で注目された（安倍九条改憲「加憲」案、新九条改憲案等と称す）。その提案理由として、「北朝鮮を巡る情勢が緊迫し、安全保障環境が一層厳しくなっている中」、自衛隊について、憲法学者の七割以上が違憲の疑いを持っているとしても、国民の信頼は九割を超えている現実に照らすと、「違憲かもしれないけれど、何かあれば命を張ってくれ」というのは無責任であるとし、「自衛隊を合憲化することが使命」であると述べている。

二〇一七年の通常国会の運営に目を転ずると、法務大臣等が答弁能力を欠くことが露呈した共謀罪法案審議（強行採決）のほか、南スーダン派遣PKO（同年三月に撤収決定）の日報隠しの情報公開問題や、安倍首相夫妻が関係したとされる教育行政に絡む森友学園問題等の審議で、政府の不誠実な説明責任が野党から厳しく追及される中、問題が未解明のまま同国会が六月に閉会したため、野党は憲法五三条に基づき臨時国会召集を要求したが、政府は三カ月にわたり無視したあげく九月に開催した国会の冒頭で、内閣は所信表明もなく衆議院を突然解散した。

その結果行われた一〇月二二日の衆院総選挙では、安倍首相（政権）への不信から議席を減らすと予想された自民

党が選挙前の議席数をほぼ維持したうえ、自民・公明与党は国会の改憲発議に必要な三分の二（三二〇）を上回る三二三議席を獲得し「大勝」した。維新の会や希望の党等を含めると改憲勢力が八割になったことを踏まえ、安倍首相は選挙公約が有権者に支持されたとして、公約の重点項目とされた改憲については、選挙翌日の二三日の記者会見で、「公約に書かれた基本的な考え方にそって具体的な条文案件について党内で議論を深め、自民党としての案を国会の憲法審査会に提案していきたい」とし、「与党、野党にかかわらず幅広い合意形成をするように努力を重ねる」と述べた。また、二五日には、自民党の改憲を民間から支援する「日本会議」系団体も、安倍九条改憲案の実現を推進する決議を出している。

これ以降、自民党は次年度の通常国会に提案する改憲案の論点整理や作成にとりかかる中で、安倍首相は二〇一八年一月四日の年頭記者会見で、「今年こそ、新しい時代への希望をうみだすような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民的議論をいっそう深めていく」と述べている。本稿は、当該改憲問題とともに、二〇一七年の通常国会や臨時国会、および総選挙後の特別国会（十一月開催）の違憲的ないし非立憲的憲法運用や、強行採決された共謀罪法の違憲性、その他、天皇の生前退位にかかわって生じた公的行為拡大容認の憲法問題、森友学園問題にかかわって論議された教育勅語に関連した憲法問題等、憲法施行七〇年目の憲法政治として歴史的にも特筆しておくべき問題について、批判的に検討しておくための覚書きである。¹なお、検討事項としては、改憲論議とりわけ九条改憲論に多くのスペースを割くことにする。

二 安倍政権下の改憲論議と安倍首相の新九条改憲案提示

1 安倍政権下の改憲論議の経緯

第一次安倍政権（二〇〇六年九月～二〇〇七年九月）に続く福田・麻生自民政権後、三年にわたり民主党政権が続いたが、二〇一二年一二月に行われた衆院選の結果、与党民主党が惨敗し、単独過半数の議席を獲得して圧勝した。自民党が第二次安倍政権を担って以降、自民党以外の改憲公約政党（日本維新の会、みんなの党等）も含めると、その議席総数は改憲に必要な三分の二を超え、衆議院では改憲派議員による改憲提案が可能になったことを背景に、二〇一三年七月の参院選にかけて、自民党から憲法九六条の憲法改正手続きを緩和することを先行させる改憲（論議）が策動された。しかし、参院選の圧勝にもかかわらず、憲法九六条先行改憲論が有権者に必ずしも支持されなかったため、安倍首相はもともと在任中の改憲を指向しているが、参院選後、明文改憲については「腰を落ち着けてじっくりと進める」路線に転換した。

憲法九条改正についても依然として反対意見が多い状況にあることから、二〇一四年頃からは、憲法九条の実質的改憲策動として、安倍政権は「積極的平和主義」を実現する一環でもあるが、従来政府が禁止してきた集団的自衛権行使を内閣の解釈変更だけで容認し（同年七月）、さらに、同年一二月の衆院選で二年前と同様に単独過半数を得て強気になった第三次安倍政権は、二〇一五年に入ると、戦後七〇年の節目（戦後レジームからの脱却）ということもあり、集団的自衛権行使容認を中心とする安保関連法整備、原発再稼働、憲法改正等を推進することを提案した。安保関連法案審議については国会内外で大いにもめたが、同年九月に同法案は強行可決された。²⁾

二〇一六年に入ると、安倍首相は、同年夏の参院選を念頭に改憲に必要な三分の二議席の獲得を目指すことを公

言するとともに、一月一五日参院予算委員会では、緊急事態条項の重要性を主張する片山さつき議員の質問に答え、「大規模災害が発生した緊急時に、国民の安全を守るため、国家や国民がどのような役割を果たすべきかを、どのように憲法に位置づけるかは極めて重く大切な課題だ。」と述べた。また、一月一九日参院予算委員会では、緊急事態条項から改憲するのではないかと、ナチスの全権委任法と同じだといった主張をした福島瑞穂議員に対し、首相は「限度を超えざる批判だ。緊急事態条項は多数の国が憲法の条文に採用している。」と反論している。

なお、九条改正については、「憲法学者の多くが違憲だとするような九条二項は現実には合わなくなっている。このままにしておくことは立憲主義を空洞化するものだ。」という稲田朋美議員の主張（護憲派が重視してきた「立憲主義」論を逆手にとった主張）に同調し、安倍首相は二月三日衆院予算委員会で、「七割の憲法学者が自衛隊に憲法違反の疑いを持つ状況を、（憲法改正によって）なくすべきではないかという考えもある。自民党は九条二項を改正して自衛権を明記し、新たな自衛のための組織を規定するなど、将来あるべき憲法の姿を示している。先の衆院選でも憲法改正を目指すことは明確に示している。」と述べている（この見解は上述したように二〇一七年五月に方針転換）。

この時期に自民党の中から出ていた明文改憲スケジュール案としては、二〇一六年夏参院選後に国会で改憲を発議し、国民投票を行う。その際、九条改正は二回目以降の改憲発議とし、一回目は環境保護、緊急事態、財政健全化の三条項の新設をあげていたが、その中でも「緊急事態条項」の優先的な導入論が強調されていた。それは、他の条項に比べると、災害対策等が口実になるので他党や国民の支持を得やすいという判断に基づくものである。³⁾

2 安倍首相の新九条改憲案

憲法施行七〇年目の五月三日の読売新聞インタビューにおける安倍首相の憲法九条改憲案の新たな提示については

上述した通りであるが、当該インタビューでは、大規模災害等に対処する緊急事態条項の創設のほか、高等教育無償化と参院選の合区解消のための改憲にも言及されている。しかし、この三項目は簡単な言及にとどまり、安倍首相と安倍改憲論をサポートする読売新聞のねらいは、新たな安倍九条改憲案の意義をもつばらアピールすることにある。

新九条改憲案提示の理由ないし背景として、インタビューでは緊迫する北朝鮮情勢（核・ミサイルに関する北朝鮮脅威）が指摘されているが、それは従来からの常套句的な口実であり、本質的には次のような国内政治的要因（ねらい）が大きいと考えられる。

（一）第一の理由は、国会の改憲勢力が三分の二あり、かつ今後の首相在任中の改憲を行うとすれば、あれやこれやの「お試し改憲」に時間をさかずに、改憲の本丸である九条改憲に取り組むという思惑である。自民党改憲草案（二〇二二年）の九条二項削除論では世論や野党等の反対も強いので、世論や一部野党等の支持を得やすい現実的な戦路に転じたということである。これは、第一回目の改憲国民投票では九条を改憲対象項目から除外してきた自民党のこれまでの改憲戦略とは異なるため、提案当初は自民党だけでなく、それ以外の政党や世論等からも意外なものとして受け止められた。

なお、九条に関する自民党改憲草案は、現憲法九条二項（戦力と交戦権否認規定）を削除して自衛権を明記したうえで、九条の二で首相を指揮権者とする国防軍関連規定（軍事裁判所等）、および九条の三で国の領土等保全とそれに対する国民の協力規定を定めている。

（二）第二の理由は、新安保法（安保関連法）制や共謀罪法等について安倍政権を批判してきた野党共闘や世論に対して、自衛隊の実態を説明しないで、自衛隊（恐らく災害救助や専守防衛の自衛隊イメージ）を明記するだけの改憲なら賛成しそうな野党や世論等を取り込み、反対する野党や世論等との分断を図ることである。この点についての立

ち入った検討は後述する。

(3) 第三の理由は、九条改憲論をあえて争点化し、支持率が低下している安倍政権の政策に対する批判（森友加計学園や防衛省の不透明な問題、アベノミクスの不成功、自民党議員の不祥事等）から目をそらすことである。

(4) 第四の理由は、安倍政権とトランプ政権下の日米軍事同盟強化の中で運用が開始されている新安保法制と自衛隊の活動に対する違憲論（違憲訴訟）を早めに封じておくことである。

3 総選挙後の改憲日程と改憲条件の存否

安倍改憲案が初めて選挙公約の重点事項に掲げられた二〇一七年一〇月二二日の衆院総選挙において、自民党が勝利したことから、安倍首相は、選挙後の記者会見において選挙公約が有権者に支持されたとして、「公約に書かれた基本的な考え方にそって具体的な条文案件について党内で議論を深め」ていくと述べたことは上述したが、それと同時に、改憲日程についてはスケジュールありきではないとも述べている。

とはいえ、安倍首相や自民党は、できれば早めに改憲を進めたいのが本心である。最短では、二〇一八年の通常国会中の憲法審査会に自民党の改憲案を提出して改憲原案が採択されれば、同国会本会議あるいはその後の臨時国会で改憲発議を行い、同年九月の自民党総裁選の前か後に国民投票を行うというスケジュールが考えられる（法律上は国民投票は改憲案成立後六〇〜一八〇日以内に実施）。しかし、衆院総選挙との関連でみると、国民投票では総選挙のような「虚構の多数」票を得ることができないから、改憲発議や国民投票は、それほど容易には考えられない。

上記一〇月二二日の衆院総選挙を振り返ると、自民・公明党の三二三議席は、民進党が解党して希望の党に吸収されたため、選挙前（二〇一六年参院選）のような四野党（民進、自由、社民、共産党）の共闘ができて小選挙区

制の下で野党分裂的な選挙が行われたことが、自・公を有利にした結果得られたものであり、自民党の場合は、比例区で得票率三三・二八%（絶対得票率一七・四九%）で議席占有率は三七・五%であった。他方、小選挙区では、得票率が四七・八%（絶対得票率では二五%）で議席占有率が七四・四%であったということは、有権者の実質的支持率二五%の約三倍もの議席を得ていることになる。これは「虚構の多数」議席である。しかし、仮に四野党共闘が実現していれば、六二の小選挙区で野党が逆転勝利していたというシミュレーションもあり、この計算によれば、与党は二五一議席どまりで、与党だけでは国会における改憲提案議席を得られなかったことになる（『日本経済新聞』一〇月二五日）。衆参の自民党に対する有権者の絶対的得票率も五〇%を下回っている。また、二〇一七年二月の「時事通信」世論調査によると、二〇一八年度中の改憲発議については賛成が二〇・九%に対し、改憲を急ぐことに反対が五一・三%となっている。

それ以外にも、改憲発議や国民投票が容易にできるとは考えにくい理由として、現在の政党状況や世論動向等に大きな変化がないとすれば、以下の要因（改憲阻害要因）を挙げることができる。

すなわち、①二〇一七年の総選挙において野党第一党が改憲指向の希望の党でなく、安倍改憲に明確に反対する立憲民主党になったこと。②希望の党の中にも安倍改憲への消極論があること。③世論が安倍政権に優先してほしい政策として、社会保障改革や消費税等の問題に比べ改憲問題の優先順位が極めて低いこと。④他党には独自の改憲優先項目もみられ、自民党の重点改憲項目（自衛隊の明記、緊急事態対応、教育の無償化、参院の合区解消）が他党の同意を得られるとは限らないこと。教育の無償化（維新の党の賛同を得るためのもの）や参院の合区解消については、改憲しなくとも法律で対処できるとの見解も有力である。教育の無償化を憲法で明記すると、予算が伴わない場合は違憲との批判を受けるリスクもあり、当該提案は自民党からも修正されることもありうる。⑤残る改憲項目は自衛隊

明記と緊急事態条項導入であるが、自衛隊明記については、現状では維新以外の党は反対が多数で、(公明党の賛同を得られるとの思惑にもかかわらず)公明党も消極的であり、全議員の五四%の賛成にとどまり、改憲発議要件を充足していないこと(「毎日新聞」一〇月二四日)、また自民党内でも異論があるため、従来の自民党改憲案(二項削除案)も併記する改憲案が提示される動きもみられること。緊急事態条項導入については、世論調査では自衛隊明記よりは賛成意見が多いようであるが、緊急事態条項の危険性が市民に知られるようになれば反対意見が増えることもありうる。⑥自民党の内外に、自民党はともかく安倍首相への不信があり、今後の国会審議などを通じて安倍政権への不信(加計学園問題等)がより高まり、改憲論議に集中できるかどうかの保証もないこと。

そこで、二〇一八年度中の国会における改憲提案と国民投票の上記のようなスケジュールが性急すぎて、自民党内や野党・世論等の支持が得られない場合には、安倍改憲案を施行するとすれば、二〇一九年中か、遅くとも二〇二〇年前半には改憲を成立(公布)させる必要がある。二〇一九年中に改憲を成立(公布)させる場合は、改憲発議を二〇一九年夏の参院選前後の国会で行い、国民投票を行うスケジュールも想定されるが、参院選挙で改憲勢力が改憲議席を失う危険性を回避するには、参院選前の改憲発議がありうるかもしれない。ただしその場合でも、新天皇即位(五月一日)に関連する儀式等があるので改憲発議の阻害要因になりうる。

しかし、改憲勢力による改憲日程がどのように設定されるとしても、上記の改憲阻害要因が持続し、安倍政権下での改憲発議をさせない野党と市民の共闘した運動が継続するならば、安倍政権下での改憲を阻止することができるであろう。

三 安倍首相の新九条改憲案提示の影響と検討課題

1 新九条改憲案の法的影響（効果）

安倍首相の新九条改憲案は、改憲を目指す団体「日本会議」の識者の中で、二〇一六年の中旬ころから主張されていたものを、同じく「日本会議」に属する安倍首相が着目して公表したものである。「日本会議」の代表的な識者の伊藤哲夫氏の主張によれば、当面提示すべき改憲案は世論や野党にも受け入れられるような現実性のある改憲案で（上述べの2（1）参照）、かつ自民党改憲反対の野党共闘を分断させることを意図した改憲案（以下の2参照）であるという⁴ことである。

さて、新九条改憲案の具体的な条項については、安倍首相は自民党の論議に委ねるとしているが、いくつかの提案が散見される。単純化して表すとすれば、一つは、例えば「前項の規定にかかわらず、自衛のための自衛隊をおくことができる」といった、九条三項加憲案である。もう一つは、九条の二加憲案であり、例えば「前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織としての自衛隊を設けることを妨げるものではない」という案である。最終案が提案されるとすれば、自衛隊の組織等に関する条項も追加されることになるであろうが、いずれの案であっても、自衛隊を合憲化する点では実質は変わらない。

それでは、仮に三項加憲案が明文化されるとすれば、どのような法的影響（効果）が生ずるだろうか。結論的にいえば、世論が支持するイメージの自衛隊（災害救助や専守防衛）の単なる合憲化でなく、二項の空文化（「後法は前法に優先する」）をもたらし（実質的には二項削除改憲に匹敵）、政府の新たな九条解釈に基づいて成立した新安法制下の自衛隊の存在と運用が正当化されることになる。それ以外にも、政府解釈で認められている核を保有・使用でき

る自衛隊や、敵基地攻撃可能な自衛隊の正当化も容認される。

しかし、このような自衛隊を正当化する新九条改憲案は、安倍首相の言い分とは異なり、「平和主義の理念」を「堅持」するものといえるか疑問である。安倍流「平和主義」は武力による平和の実現を内実とする「積極的平和主義」(Proactive peace)であり、現行憲法九条が想定する非戦・非武装・非暴力を意味する本来の平和主義(Pacifism)ではない。現行憲法は世界で唯一の「平和主義憲法」と称することができるが、安倍改憲が現実化すれば、多くの外国憲法と共通する一般的な「平和憲法」になってしまう。⁵⁾

なお、九条加憲による憲法が自民党政権で将来運用されることになれば、上述したように実質的に二項の空文化をもたらしと思われるが、二項と三項の矛盾が指摘される余地が残ることも否めない。つまり、三項で自衛隊が戦力でなく合憲とされても、二項に戦力不保持規定がある限り、戦力に該当する実力を有するレベルの自衛隊と認定されるならば、当該自衛隊は違憲となりうるからである。⁶⁾ 自衛隊が戦力に当たるか否かを争点としてきた従来の憲法解釈論議が再燃する恐れがある。この矛盾を解消するには、二回目以降の国民投票で二項削除の本来の改憲を提案するか、最初の国民投票から二項削除の本来の改憲(自民党改憲草案)を提案するかの問題を検討せざるをえなくなる。三項加憲案に対しては、護憲派の批判的観点とは異なるが、本来の自民党改憲案にこだわる自民党の石破茂議員や、保守改憲論者からの厳しい批判が出されている。

2 新九条改憲案の政治的・社会的影響(効果)

新九条改憲案は、自民党以外の議員や学者等の中で、①自衛隊の実態はともかく自衛隊の明文化に賛同している者に対しては賛同者ないし同調者として取り込み、②自衛隊を容認しているが自衛隊の明文化に賛同しない者に対して

は、自衛隊を合憲と解釈するなら明文化すべきなのに明文化しないのは立憲主義的でないと批判することで、自民党政権に批判的な野党・市民・学者等の共闘を分断する政治的、社会的影響（効果）が考えられる。

（一）まず①に関連する影響として、次のようなことが考えられる。すなわち、九条加憲案に対しては、それ以前から類似案を提案していた公明党（但し具体案は公表していない）のほか、従来の民進党関係議員（以下の小沢、枝野、長島・大野議員）らに賛同ないし同調が得られるかもしれないということである。

具体的な案としては、かつて自民党や民主党等にも属し現在は自由党の小沢一郎議員が相当早くから提案していた見解がある。それは、現行九条の一項と二項の後に、「ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、また・・・国連の指揮下で活動するための国連待機軍を保有すること・・・を妨げない。」という三項を追加する改憲案である。^⑦この案は、新九条改憲案と大差がなく、そこに取り込まれることになるのではないかとの疑念を抱かせる。この点については、野党共闘を重視する現在の小沢議員は、新九条改憲案が専守防衛を超え、新安法制を通じて米国との集団的自衛隊を行使して自衛隊を海外派兵するものであるから、九条を骨抜きにするとして批判している。^⑧

しかし、この小沢案はその主観的な意図とは別に、新九条改憲案と外見的に区別しがたく、新九条改憲案に対する対案になりうるのか疑問がある。なお、小沢議員は日米安保条約を容認していることから、集団的自衛隊行使を完全に否定しているといえるのかについても疑問がある。

また、かつて社会党や民主党等に属し現在は立憲民主党の枝野幸男議員は、民主党時代に、現行九条の一項と二項を残し、九条の二として、「①我が国に対して急迫不正の武力攻撃がなされ、これを排除するために他に適当な手段がない場合においては、必要最小限の範囲内で、我が国単独で、あるいは国際法規に基づき我が国の平和と独立並びに

国及び国民の安全を守るために行動する他国と共同して、自衛権を行使することができる。・・・③内閣総理大臣は、前二項の自衛権に基づく実力行使のための組織の最高指揮官として、これを統括する。」といった条項を追加する案を提示している。これは、民主党の「憲法提言」(二〇〇五年)を条文化したものといえるが、立憲主義の原点から政府の解釈改憲に歯止めをかけるために、個別的自衛権(専守防衛)と制限的集団自衛権を容認するものである⁹⁾。

最近では、現在は希望の党に属する長島昭久・大野元裕議員は、現行九条の一項と二項に続けて、「前二項の規定は、我が国にとって急迫不正の侵害が発生し、これを排除するために他の適当な手段がない場合において、必要最小限の範囲内で、自衛権を行使することを妨げるものと解釈してはならない。」といった文言を加筆する案を提示している。この案は、憲法に自衛権を明記せずに自衛隊を書き込む安倍改憲案に反対し、憲法には自衛権(集団的自衛権を含む)が規定されることが重要で、自衛隊は他の国家組織と同様に法律で定めればよいという見解に基づいている¹⁰⁾。

その他、議員以外に学者の中にも安倍新九条加憲案の支持論が出てきているが、しかしいざいざにしても、上記の枝野、長島・大野の両案も含めて、小沢案と同様の疑問を指摘することができる。

なお、上記の改憲案提示と似た意図で「平和のための新九条」を制定すべきだとする「新九条」論も唱えられている。これは、安倍新九条加憲案が提示される以前から、安倍政権のような解釈改憲の余地をなくして立憲主義を立て直すためには、九条二項を改正して、個別的自衛権を前提に「専守防衛の自衛隊」を明確に位置づける必要があるという提案で、今井一、伊勢崎賢治、小林節氏らの「護憲派」から行われている。しかし、これらの提案は自民党の九条二項削除論と土俵を同じくする危険性がある¹¹⁾。

(2) 次に、上述②に関連する影響については、次のような見解がみられる。例えば、元共産党議員(現在は離党)の筆坂秀世氏は、新九条改憲案が護憲派の方々や自衛隊違憲論の憲法学者たちに「非常に厳しい矢を放った」として

注目し、次のように述べている。自衛隊を違憲とするなら、立憲主義的には自衛隊を違憲のまま放置しないで解体を主張すべきではないか。しかし、それが非現実的なことなので、「共産党ですら、自衛隊の解散など主張しません。そうであるなら、自衛隊をきちんと憲法の中に位置づけましょうよ、というのが安倍首相の主張」であると。¹³⁾

同趣旨の主張は、新九条改憲案を推奨する「日本会議」の識者によってもなされている。例えば、「日本共産党は自衛隊は憲法違反だとか段階的に解消していくとか言いながら、民進党と連携するために、便宜的に自衛隊解消は凍結するとか、今は自衛隊を活用するといったことを言っている。その一方で、『立憲主義を守れ』と訴えているわけですが、これほど立憲主義を愚弄した態度もないと思います。まさにご都合主義的立憲主義以外の何物でもない。」といった主張である。¹⁴⁾

ここでは共産党の見解が批判の対象とされているが、その意図は要するに、集団的自衛権行使を違憲とする一方、個別的自衛権による最小限防衛力ないし専守防衛は容認するが、専守防衛を正当化するための九条改憲は必要ないとする共産党の見解に対し、論理的に一貫していないとして、その護憲論の矛盾をつくことにある。

なお、現在のこのような共産党の見解は、明文改憲案を提示するか否かの点では上記①の立場と相違はあるが、両者は、旧社会党が非武装中立論を放棄して自衛隊や日米安保を容認した「護憲的改憲論」や自衛隊「違憲合法論」に近いものであり、「護憲的改憲論」のバリエーションといえる。¹⁵⁾

共産党の見解に類似した憲法学者の見解としては、共産党とは政治的イデオロギーが異なるが、代表的にはリベラル護憲論者といわれる長谷部恭男氏の見解がある。長谷部氏は、安保法制論議の際に政府（内閣法制局）の憲法解釈変更を批判し、集団的自衛権行使を違憲とする主張をしたことで世論からも注目された学者である。¹⁶⁾しかし、長谷部説が自衛権に関する従来の政府見解（専守防衛論）を採用しながら、安倍政権の解釈改憲を批判していることについ

ては、法哲学者の井上達夫氏は、非武装中立的な「原理主義的護憲」論の立場からみると、「修正主義的護憲」論だと
して、その「ご都合主義、政治的欺瞞」性を批判している。ただし井上氏は、「原理主義的護憲」論や自民党改憲論の
いずれにも批判的で、九条を全部削除すべきだとする特異な九条論（安保政策は憲法解釈レベルの問題にしないが専
守防衛肯定論）を前提にしていることに留意しておく必要がある¹⁷。非武装中立的九条解釈論を唱えてきている私見と
は立場が異なる。

3 若干の検討課題

安倍新九条改憲案については、首相や自民党が想定する改憲スケジュール通りに実行されるかは不明であるが、ど
のように批判しておくべきか、また、どのような検討課題があるのかについて述べておきたい。なお、結論的に私見
の立場を述べておくと、次のようになる。上記の井上氏の表現でいえば、私見は現憲法九条を維持したうえで「原
理主義的護憲」論なので、憲法九条論としては、安倍新九条改憲案はもちろんのこと、上述の二つのタイプの「護憲
的改憲論」にも反対である。ただし、憲法運動論的には、当該「護憲的改憲論」が安倍新九条改憲案に対して安易に
同調したり、妥協しないで反対していくのであれば、憲法運動論的には支持し、共闘できるといふ立場である。

それはともかく、新九条改憲案提示に伴う問題点について、以下において四つの側面ないし観点から検討し、若干
の課題も指摘しておくことにする。

(一) まず、新九条改憲案の法的影響について。新九条改憲案については、改憲派の中では従来からの二項削除論か
らの批判もあるが、当該両論は新安保法制下の自衛隊を容認する点で内容に大差はなく、改憲派の改憲実現のための
内部的な戦略の相違にすぎないことに留意すれば、現行憲法の平和主義を擁護する立場からは、いずれの九条改憲論

にも反対すべきである。

新九条改憲案によって新安保法制下の自衛隊が憲法上容認されることになれば、次のような好ましくない事態が生ずる。例えば、①上述したように、安保関連法やその下での自衛隊活動に対する違憲の主張や違憲訴訟が困難になる。②武力的な個別的自衛権だけでなく集団的自衛権行使が容認されることになるから、現行九条の下でこそ提唱できる非武装永世中立や非同盟政策等の憲法的根拠が奪われることになる。③そうなると、外国の普通の「平和憲法」と同様、同盟国等の要請による海外派兵を拒否できなくなる。このことは、近隣の韓国の「平和憲法」の運用をみれば明らかのように、侵略戦争禁止を明記し専守防衛を原則にしているとしても、集団的自衛権体制の米韓軍事同盟条約を締結している限り、国際法遵守・国際平和貢献・自国の安全保障といった憲法条項を名目にした海外派兵は、阻止することが困難である。韓国は、ベトナム派兵を行い約五千人の兵士を戦死させている。憲法九条の存在はそのような事態を阻止しえたが、新九条改憲案が成立すれば、それは韓国「平和憲法」の後追いになる恐れがある。¹⁹④今以上に軍拡と日米同盟の強化が行われ、戦争の誘発要因が増大することになる。

(2) 第二に、新九条改憲案の政治的・社会的影響について。同案は、野党共闘等を分断したり、九条改憲の賛成世論を増やす意図と効果があることは否定できない。この点については留意しつつも、新九条改憲案に惑わされることなく、反対していくべきである。たとえ専守防衛の自衛隊合憲論の立場であっても、新安保法制撤廃等で安倍政権に對して共闘して批判する野党や市民等は、安倍新九条改憲案に与すべきではない。

この見解に對しては、上述したように、専守防衛の自衛隊合憲論の立場に立つならば、自衛隊を明記する安倍新九条改憲案に反対する理由がなく、「立憲主義」にも反するとの批判もあるが、この批判の仕方には問題がある。というのは、「立憲主義」は現実の国家権力担当者が憲法に即した政治運用をすべきことを指す概念であり、「立憲主義」に

反するという場合には、政府が正当な憲法手続きによらないで憲法解釈を一方的に変更することを違憲とみる場合に用いるべきである。したがって、野党・学者・市民等が考える憲法の解釈や政策の是非については、憲法解釈論の相違の問題として論議すればよいのであり、それを「立憲主義」に反するとか、「ご都合主義的立憲主義」論であるとして批判するのは適切ではない。このような批判的言説こそ、筋違いの「立憲主義」論であろう。

なお、上述の「平和のための新九条」論も、専守防衛の明文改憲を容認する「護憲的改憲論」と同様、現状で積極的に提案されるとすれば、安倍新九条改憲案具体化の推進を助長する恐れもあることに留意する必要がある。

(3) 第三に、新九条改憲案のその他の影響について。現行憲法九条は世界で平和運動を行っている人々から注目され、世界に広める価値あるものとして評価されてきている。しかし、新九条改憲案が実現されてしまうと、九条を世界に広める提言や運動の根拠を失うことになるので、新九条改憲案には賛成できない。また、加憲論的な「護憲的改憲」論にも賛成できない。ちなみに、現憲法九条に注目した国際的な平和運動に取り組んできた周知の団体や会議としては、チャールズ・オババー氏¹が創設したアメリカの「憲法九条の会」、世界諸国の議会が憲法九条にならない戦争禁止決議を採択すべきことを提言した「ハーグ市民国際平和会議」、憲法九条が紛争解決手段として普遍的価値を有し、北東アジアの平和の基盤として活用されるべきことを確認した「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」会議（国連事務総長の呼びかけで作られたNGO会議）、憲法九条を戦争廃絶のための人類の共有財産であると宣言した「九条世界会議」（日本で開催）等がある。

(4) 第四に、北朝鮮脅威に対しては、新九条改憲案の提示では対処できない。むしろ軍事的緊張を一層高めるだけである。日本は、九条の本来の精神と、朝鮮半島に関する平和協定締結を目指す六者協議の精神に立ち返り、北朝鮮の核開発の凍結・朝鮮半島の非核化の協議等を促す役割を果たすべきである。その際、核兵器の保有・使用も可能と

する自衛隊合憲論を改め、「核兵器禁止条約」の署名と普遍化に努めることも求められる。⁽²⁰⁾

四 安倍政権下の憲法の諸問題

1 憲法の諸問題の概要

二〇一七年の通常国会の運用状況については本稿冒頭で簡単に言及したが、それに関する憲法問題をここで立ち入って検討しておくことにする。

まず、内心の自由や表現の自由等の人権を侵害する現代版治安維持法である共謀罪法の憲法問題である。同法制定の目的はテロ犯罪対策の口実とは異なり、本質は安保関連法や特定秘密保護法とも関連する「戦争ができる国」づくりの一環をなすものである。またそれは、戦争・内乱・治安・自然災害等に際し憲法を一時停止し人権を制限できる緊急事態条項の憲法導入論とも関連する。自民党改憲草案の憲法九条改悪条項に匹敵する緊急事態条項は、同年の衆院憲法審査会（三月一六日、二三日）での最優先審議事項として扱われている。ただし、その扱い方は姑息といえるが、戦争等に関連する本質論からではなく、緊急事態における国会議員任期の特例や解散権の制限等といった周辺の問題から論議することで、野党議員を審議に応じさせようとしている。地震など自然災害対策のために緊急事態条項が必要だと強調していた前年までの論調とは急変している。

第二に、天皇の生前退位に関連する論議についての憲法問題である。象徴天皇制を将来も存続させたいという現天皇の意向を斟酌した生前退位について、皇室典範改正か特別法制定かによって認める論議が有識者や世論でも行われたが、当該議論は天皇の意向が自民党改憲草案にある天皇の「公的行為」拡大容認を正当化することになること、あ

るいは自民党改憲草案や「日本会議」系憲法論の根底にある天皇「国体」（君民一体・忠君愛国）思想を温存することにより、国民主権を形骸化することになる。

しかし、それに対する批判的視点がなければ、天皇「国体」論が違憲の教育勅語（明治憲法と不可分）を教育方針とする森友学園運営を通じて現代に再生している現実（安倍改憲教育基本法の事実上のモデル校）を的確に問題視することはできないであろう。これが第三の問題である。

第四に、通常国会や同国会終了後の臨時国会等の運用において、憲法の議会制民主主義に反する反立憲主義的運用が目立ったことも問題である。

2 共謀罪法の憲法問題

二〇一七年六月に成立した「テロ等準備罪」と称する共謀罪法では、①共同目的が長期四年以上の刑が定められた罪を実行することにあるテロ集団や他の組織的犯罪集団で、②犯罪の遂行を「二人以上で計画した者」が処罰されるが、その者のいずれかが「犯罪の実行のための資金又は物品の手配その他計画した犯罪を実行する準備行為を行うこと」が要件とされている。

同法の問題点は、当該罪に当たる犯罪は二七七もあり、立法の主目的はテロ犯罪対策というよりは、市民や労働者等の団体活動を広範に規制することにあると考えられる。例えば、基地建設に抵抗する市民団体が工事阻止のため道路に座り込みをする計画をし、現地の地理を調べたり、活動資金を集めたりした場合は組織的犯罪集団等とみなされ、組織的威力業務妨害罪の共謀罪となる可能性がある。また、準備行為が処罰要件になっているが、犯罪の成立要件としては犯罪の計画（話し合い、合意、共謀）だけで成立するので、犯罪捜査や逮捕等は処罰とは別に行われる余地が

ある。その際、犯罪の計画を捜査するには盗聴等の違法な手段が使われることにならざるをない。盗聴については法改正された盗聴法（通信傍受法）により傍受対象犯罪が拡大され、通信事業者の立会なしで捜査機関の傍受がすでに可能になっているから、共謀罪法は盗聴法と一体的に運用される恐れがある。

なお、テロ対策については、共謀罪法では単独犯によるテロ計画は適用外で有効性がない。また、政府は国際組織犯罪防止条約批准のためにテロ処罰を含む共謀罪新設が必要と説明しているが、同条約は経済目的の組織犯罪への適用を想定するもので、テロや治安対策を目的としていないし、共謀罪を制定することを各国に義務づけているわけでもない。日本はテロ対策についてはハイジャック防止などに関する条約を批准し、国内的には有事関連法やテロ資金提供処罰法などで対処可能になっている。

このような危険な内容の共謀罪法は、憲法の観点からみると次のような問題がある。①まず、刑法は犯罪の予備や未遂等を例外的に処罰するが、実行行為が行われた既遂を処罰するのが原則であり、実行行為前に人々の「計画」を処罰する共謀罪は、憲法が保障する思想・良心等の内心の自由を侵害する。②第二に、共謀罪は集会・結社・言論等に対し委縮効果を与える事前規制に当たり、表現の自由を侵害する。③第三に、犯罪処罰は明確な規定によらなければならないという近代刑法の「罪刑法定主義」の原則に照らすと、同法の「テロ集団」等の「組織的犯罪集団」や犯罪の「計画」「準備行為」等の規定は内容が不明確であり、犯罪捜査等において恣意的に濫用される恐れがある点では、共謀罪は、適正な内容の法律と法的手続きによらなければ人権制限や処罰を受けないという権利（憲法三二条以下の適正手続保障・人身の自由）を侵害する。

現代版治安維持法ともいわれる共謀罪法の危険性を考えるうえで、戦前の治安維持法の経験が参考となる。治安維持法の第一条は天皇国体変革や私有財産を否認する目的の結社・組織や加入者を、第二条は当該目的で協議した

者を処罰することを規定していたが、後者の「協議罪」は「共謀罪」に相当する。この「協議罪」は、労働争議や労働者教育を支援する大学の社会科学研究会の連合組織に参加していた学生らを特高警察が自宅捜査し、起訴した京都府学連事件等で適用されている。²¹⁾

3 天皇の「公的行為」拡大と「生前退位」の憲法問題

二〇一六年八月八日の天皇ビデオメッセージでは、天皇は国民統合の象徴としての役割を果たすため、象徴としての行為が大切であると感じてきており、これを縮小していくことは無理があると述べられている。そこには、象徴天皇制にとって「公的行為」は大変重要なものだから、摂政による代行ではなく、天皇の生前退位による皇位継承によって安定的に行われることが望ましいとの意思が表明されているといえるが、そこには天皇の「公的行為」拡大容認論の問題がある。また、生前退位論にかかわって、退位消極派の天皇国体論の問題もみておく必要がある。

前者については、現天皇が自ら積極的に行なってきた天皇の「公的行為」ないし「象徴的行為」の拡大容認（国会開会式出席とお言葉、外国訪問、慰問活動等）が、天皇の思いとは別に、結果的には自民党の改憲論の正当化につながっているということが問題である。というのは、現行憲法四条では天皇は憲法が定める「国事に關する行為のみを行ひ」と規定されているが、自民党改憲草案は、五条で現行規定の文言「のみ」を削除したうえで、六条五項で天皇が国事行為のほか、「国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」という規定を新たに設け、天皇の「公的行為」拡大を図っているからである。さらに、同草案は、天皇の「公的行為」拡大だけでなく、天皇の元首化や、憲法尊重擁護義務者からの天皇の除外により、日本国憲法の国民主権原理を形骸化ないし否定することになっている。これは憲法改正の限界を超えると解されるので、容認することはできない。憲法上

容認できる天皇の公的行為は、現行憲法を維持する限り、憲法に定める国事行為（六条の首相任命や七条の法令公布等）のみに限定されるべきで、拡大解釈や運用もすべきではない。

なお、自民党改憲草案を支持し推進している「日本会議」系の憲法論によれば、日本国憲法一条が天皇の地位は主権者国民の総意に基づくと定めているにもかかわらず、憲法改正によっても天皇制は廃止できないと解されている。というのは、国民主権の根底には、長い歴史と伝統により継承されている不文憲法ないし日本固有の自然法として、天皇「国体」（天皇中心の君民一体の自然的・道徳的秩序共同体）の存在が想定されているからである。²² 近代的意味の憲法とは無縁の聖徳太子の「十七条の憲法」や「和」の精神も重視されている。そのことは、日本国憲法の前文の国民主権や人権諸規定が、個人を尊重する欧米の自然権や社会契約思想に基づいているとして、日本国憲法の前文や人権規定等を批判の対象としていることにもつながっている。²³

次に、天皇生前退位の問題であるが、これについては、憲法学の通説では、天皇生前退位を禁止している現行法律の皇室典範（四条）の改正で可能になるので、天皇生前退位は憲法問題や憲法改正に直接からむ問題ではない。しかし、天皇生前退位については、多数世論とは逆に、「日本会議」系の改憲派は本音では消極的ないし反対の姿勢である。というのは、江戸時代まで行われていた天皇生前退位制を廃止し、万世一系の男性血統による天皇制国家を確立するイデオロギーとして、皇室典範で天皇を終身制にした明治憲法の天皇制の精神を日本国憲法の下においても生かそうという改憲派にとっては、天皇生前退位を容認することは、日本の天皇「国体」を壊すことになるからである。この立場からは、皇室典範の天皇生前退位禁止規定は「国体」的憲法に沿ったものだから、皇室典範自体の法律改正による生前退位容認は認め難いのである。とはいえ、「日本会議」系議員が多数を占める政府としては、世論や天皇の意向を無視しえないので、妥協的な形として、二〇一七年六月の国会で、現天皇に限った皇室典範の特例法（典範四

条の特例)による生前退位を認めることになった。それはともかく、象徴天皇制が存続する限り天皇国体論も存続しうるから、国民主権の軽視、国旗国歌の強制、教育勅語再生等の動きは容易にはなくならないうであろう。

この点に関連して、次に「森友学園」問題について言及する。

4 森友学園運営に関する憲法問題

森友学園が小学校を新設するにあたっての国有地の格安売却と大阪府私学審議会の学校認可について、政治家の関与や行政機関の忖度によって有利な取り計らいがあったのではないか。その背景には、学園の教育方針を首相夫妻が賞賛しており、安倍首相夫人が小学校の名誉校長になることが予定されていたからではないか。といったことが問題になる中、すでに森友学園が運営している塚本幼稚園の次のような教育実態が、二〇一七年にメディア等で連日報道されるようになった。例えば、教育勅語の暗唱強制、君が代を歌わせること、海上自衛隊訓練参加、大阪護国神社での合唱等を行っている。運動会では軍歌を歌い、日本を悪者として扱っている中国・韓国が心を改め、歴史教科書で嘘を教えないようお願いします、安倍首相ガンバレ、安保法制の国会通過よかつたなどと宣誓させている。森友学園がこのような教育方針をとった経緯は、安倍首相の考えに共鳴していた籠池理事長（両者はいずれも「日本会議」にかかわりをもつ）が、二〇〇六年に第一次安倍政権によって愛国心教育をしやすくするために教育基本法が改正（改悪）されたことを受けて、これを実践したということである。

なお、このような問題が社会的にも政治的にも大きく取り上げられているにもかかわらず、文科省や厚労省は二〇一七年に、幼稚園や保育所でも、国旗・国歌に親しめるようにする教育、保育指針を出したことは異常である。

二〇一七年の国会では、森友学園に関する様々な問題が審議される中、学園と関係があるとされる稲田防衛大臣に

対し教育勅語についての質疑が行われたが、大臣は教育勅語の精神は取り戻すべきで、書いてある徳目はよい、といった趣旨の答弁をした。その後は、憲法や教育基本法に反しない形で教育勅語を教材として使用することは認められるとの閣議決定も行われた。しかし、これでは教育現場の裁量で教育勅語の教材使用が容認される恐れがあり、このようなことは国民主権、平和主義、人権尊重を理念とする現行憲法違反で許されない。二〇一七年は憲法施行七〇年、教育基本法は制定七〇年（一九四七年三月）で、もともと憲法と教育基本法は共通の理念をもち一体のものであった。教育基本法は二〇〇六年に部分改悪されたとはいえ、日本国憲法の理念を踏まえなければならないからである。教育勅語が現在において容認されることには警戒が必要である。

ひるがえつてみると、戦後教育基本法が制定されたときも、教育勅語と教育基本法が並存できるとする考えが少なからずみられた。そこで、約一年後の一九四八年六月、憲法九八条一項の本旨に従い衆参で教育勅語の排除・失効決議を行い、教育現場から教育勅語を回収した経緯がある。このような決議をしたことについて、当時の森戸辰男文部大臣（戦前は社会主義研究者で、戦後はマッカーサー憲法草案に影響を与えた憲法研究会の憲法草案作成にも関与、憲法制定議会では社会党議員として憲法二五条を提案）は、教育勅語が将来濫用される危険が全くないとはいえないということ述べていた（ただし森戸氏は中教審会長として六〇年代に愛国心や天皇敬愛を重視し教育勅語の再評価につながるような「期待される人間像」を発表している）。その危惧が憲法施行七〇年目にして顕在化したことは脅威であるが、しかし、教育勅語を評価する動きは一九五〇年頃からはじまっており、自民党政権が誕生して以来、再軍備や改憲論と並行して、一九五六年には清瀬文部大臣が教育基本法改正に言及している。²⁴ 森友学園問題は、このような憲法問題を改めて考えるきっかけを与えたといえる。

5 臨時国会召集と衆議院解散の憲法問題

(1) 臨時国会召集について。野党が憲法五三条に基づき臨時国会召集を要求したにもかかわらず、内閣が三カ月にわたり無視したことについては、同条の趣旨に反し違憲といえる。この制度は、議院内閣制における議会運営において、国会多数派⇨内閣に対して少数派野党の意思を尊重するためのものであり、臨時国会召集要求がなされた場合には、社会通念上合理的な理由もなく、内閣にとつて政治的に不利益であるという理由（森友・加計学園問題等の責任追及回避）だけで不当に召集を延期すべきではない。できるだけ速やかに召集する法的義務がある。自民党の改憲草案五三条では、臨時国会召集要求があった日から「二〇日以内」の召集義務を定めているにもかかわらず、自らの憲法提案方針すら遵守しない姿勢は疑問である。

(2) 衆議院の解散について。上記の三カ月後の臨時国会開催の冒頭における所信表明なしの突然の衆議院解散は、大義がなく違憲の解散権濫用である。北朝鮮脅威や少子化問題等が国難であり、それについての対策について選挙で国民に信を問うということが「大義」といえるか疑問である。民進党等の野党が分裂状態にあることに付け込んで、解散・総選挙を行い、通常国会での安倍内閣や閣僚のマイナスイメージを消去し、安倍政権をさらに継続させることが衆議院解散の実際目的であったといえる。衆議院の解散は、衆議院による内閣不信任決議を前提にする憲法六九条が原則であるが、実際は憲法七条を根拠に行われており、今回も同様である。

しかし、内閣による七条解散説を容認する場合でも多くの見解は、無限定の解散権を認めていない。内閣の一方的な都合や党利党略による解散は、国権の最高機関である国会を軽視し、国民主権を侵害することになり不当である。解散が認められるのは、①衆議院で内閣の重要案件（法律案や予算等）が否決された場合（実質的な内閣不信任決議に相当）、②政界再編成等で内閣の性格が基本的に変った場合、③総選挙の争点でなかった新しい重大な政治課題に

対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合等に、民意を確認するためである。今回の安倍内閣の解散は、このような条件（目的）を満たしているとはいえない。なお、解散権の目的・理由に関する制限以外に、七条解散とは異なる解散要件として、イギリス議会のように（二〇一一年の議会任期固定法）、議会意思を重視するならば、議会の三分の二の議員の賛成を要するといった制限を課すこと（二種の自律解散説）が評価されてもよいであろう。これについては改憲論議の対象項目に取りあげてもよいとする見解（枝野幸男議員等）もあるが、憲法政策的ないし立法的に処理できる問題である。

- (1) 本稿は、二〇一七年度中に筆者が行ったいくつかの講演や執筆した小論稿等を基にしてまとめたものである。
- (2) 二〇一五年頃までの戦後改憲論議について筆者が書いたものとして、澤野義一『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）、同『脱原発と平和の憲法理論』（法律文化社、二〇一五年）参照。
- (3) 自民党改憲草案の緊急事態条項の批判的検討として、澤野義一「安倍政権の安保と改憲戦略を問う―『緊急事態条項』導入論を中心に―」『アジェンダ』五三三号（二〇一六年夏号）一六一―一六頁。その他、関西学院大学災害復興制度研究所編『緊急事態条項』の何が問題か（岩波書店、二〇一六年）、永井幸寿『憲法に緊急事態条項は必要か』（岩波書店、二〇一六年）、村田尚紀『改憲論議の作法と緊急事態条項』（日本機関誌出版センター、二〇一六年）等参照。
- (4) 同様の指摘として、「特集 憲法改正国民投票を考える」『現代の理論』二〇一七年秋季号収録の清水雅彦、加藤典洋論文参照。なお、安倍首相のブレンである伊藤哲夫氏の主張については、「三分の二」獲得後の改憲戦略（『明日への選択』二〇一六年九月号）、「改憲論議を一変させた『安倍発言』」（『明日への選択』二〇一七年六月号）のほか、伊藤哲夫・岡田邦宏・小坂実『これがわれらの憲法改正提案だ』（日本政策研究センター、二〇一七年）参照。
- (5) 日本の「平和主義憲法」と、外国憲法に共通する一般的な「平和憲法」の相違や比較については、澤野義一『脱原発と

- 平和の憲法理論』(前掲)の序章を参照。
- (6) 水島朝穂「安倍『九条加憲』に対案は必要ない」『世界』二〇一八年一月号、六七―六八頁。
- (7) 小沢一郎『日本改造計画』(講談社、一九九三年)一三三―一三五頁。
- (8) 『週刊ポスト』二〇一七年七月七日号。
- (9) 枝野幸男「憲法九条 私ならこう変える 改憲私案発表」『文芸春秋』二〇一三年一〇月号。
- (10) 長島昭久・大野元裕「国民の生命を守るために憲法九条に自衛権を明記せよ」『中央公論』二〇一七年二月号、一〇八頁以下。
- (11) 憲法学界の九条論に批判的な国際関係学者の篠田英朗「ほんとうの憲法―戦後日本憲法学批判」(筑摩書店、二〇一七年)二三五頁以下。なお、「護憲派」からの九条三項加憲論は一九九〇年代にすでに政治学者の山口二郎氏等によって提案されている(澤野『平和主義と改憲論議』「前掲」一二〇頁以下)。
- (12) 「東京新聞二〇一五年一〇月一四日、特集 護憲派による『新九条』論争」『季刊社会運動』四二五号(二〇一七年)のほか、加藤典洋『戦後入門』(筑摩書店、二〇一五年)等。「新九条」論批判については、渡辺治・福祉国家研究会構想編『日米安保と戦争法に代わる選択肢』(大月書店、二〇一六年)一六四頁以下(渡辺治論文)参照。
- (13) 筆坂秀世「『九条三項』提案に右往左往」『正論』二〇一七年八月号、二七四頁以下。
- (14) 伊藤哲夫ほか「これがわれらの憲法改正提案だ」(前掲)二〇四頁。
- (15) 「護憲的改憲論」の内容や批判については、澤野義一『平和主義と改憲論議』(前掲)一六一―一七頁、一二〇―一二二頁、一二八―一三三頁参照。
- なお、松竹伸幸『改憲的護憲論』(集英社、二〇一七年)は、専守防衛の自衛隊明文化を肯定する「護憲的改憲論」の趣旨に一定共感を示しつつ、明文改憲を必要ないとする立場(共産党的立場等)を「改憲的護憲論」と称して評価している。「改憲的」という表現は当該「護憲的改憲論」の趣旨を一定評価する意図で用いられているようであるが、その表現とともに、具体的な安倍政策(専守防衛に限定した有事法制運用の合憲論)等についても妥当かどうか疑問である。
- 長谷部恭男編『検証・安倍法案 どこが憲法違反か』(有斐閣、二〇一五年)。同様の解釈として、木村草太『集団的自衛

- 権はなぜ違憲なのか』(晶文社、二〇一五年)参照。なお、長谷部恭男氏の平和主義論や集団的自衛権論の批判的検討として、澤野義一『平和主義と改憲論議』(前掲)一四五―一四七頁、同『脱原発と平和の憲法理論』(前掲)八六頁以下参照。
- (17) 井上達夫『憲法の涙』(毎日新聞出版、二〇一六年)参照。井上氏の九条論については別途検討することにした。
- (18) 前掲注(15)のほか、澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』(大阪経済法科大学出版部、二〇〇二年)、同『平和憲法と永世中立』(法律文化社、二〇一二年)等参照。
- なお、九条に関する「改憲」と「護憲」派の解釈論の類型化と問題点については、早くから澤野『平和主義と改憲論議』(前掲)一二頁以下で検討しているが、そこで指摘した論点が近年具体的に顕在化してきている状況にある。
- (19) 李京柱『アジアの中の日本国憲法』(勁草書房、二〇一七年)一六七―二〇七頁。
- (20) 澤野義一『核兵器禁止条約と日本の核政策』『科学的社会主義』二〇一七年一〇月号、六一―一二頁。
- (21) 共謀罪法関連の問題点については、平岡秀夫・海渡雄一編『共謀罪の恐怖』(緑風出版、二〇一七年)、内田博文『治安維持法と共謀罪』(岩波書店、二〇一七年)、奥平康弘『治安維持法小史』(筑摩書房、一九七七年)等参照。
- (22) 澤野義一『現代君主制に関する国家形態論の検討―保守的君主「国体」論の再生を契機に』長谷川正安・丹羽徹編『自由・平等・民主主義と憲法学』(大阪経済法科大学出版部、一九九八年)三一―八頁以下。
- (23) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』(前掲)一六六―一六七頁。
- (24) 堀尾輝久『人権としての教育』(岩波書店、一九九一年)二六五頁以下参照。
- (25) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』[第六版]』(岩波書店、二〇一五年)三二〇頁、小林孝輔・芹沢斉編『基本法コンメンタール 憲法』[第五版]』(日本評論社、二〇〇六年)二九〇―二九一頁等参照。
- (26) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法』[第六版]』(前掲)三三五頁。
- (27) 小松浩「イギリス連立政権と解散権制限立法の成立」『立命館法学』三四一号(二〇一二年)一二頁以下。木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール 憲法』(日本評論社、二〇一五年)五五三頁以下も参照。

〔本稿は二〇一八年一月脱稿〕